



伐採したら、植えよう！ 再造林の必要性

問 大隅地域振興局 林務水産課 ☎0994-52-2162

問 農林振興課 林務水産係 ☎476-1111 (内線512)

？ 再造林とは？

スギやヒノキなどの人工林を伐採した跡地に苗木の植栽をおこなうことです。

？ なぜ、再造林が必要なの？

1. 人工林の伐採跡地を放置すると、土砂流出防止などの機能が低下する恐れがあります。
2. 将来にわたり、木材を安定的に供給することができます。
3. 再造林することで、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の維持・増進に貢献できます。



● 再造林に対する助成制度

再造林をおこなう場合には以下の助成制度があります。

① 造林補助事業 (公共事業)

標準経費の72%、68%または36%の補助率

② 未来につなぐ森林づくり推進事業

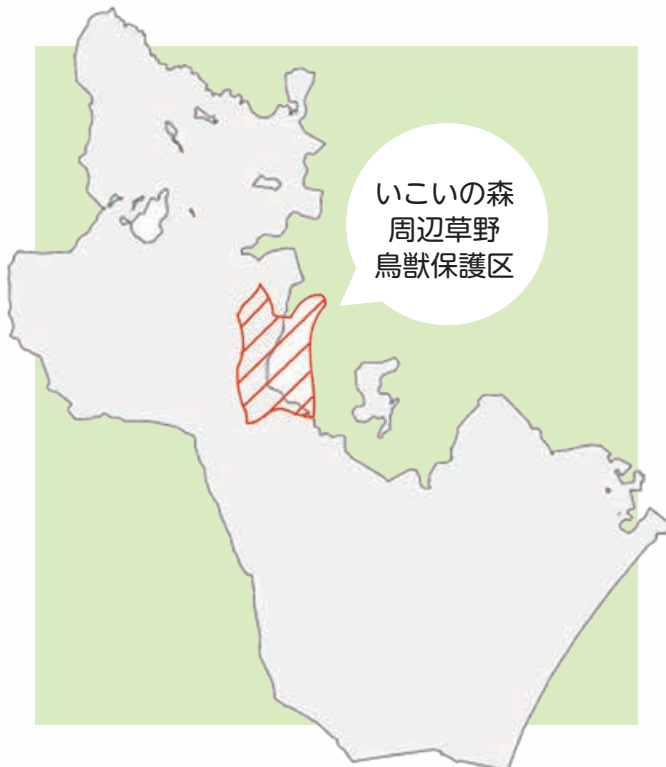
(みんなの森づくり県民税関係事業)

苗木などの資材代に対する経費等の定額補助



いこいの森周辺 草野鳥獣保護区が解除されました

問 農林振興課 林務水産係 ☎476-1111 (内線512)



草野鳥獣保護区は志布志市との町境にあるいこいの森(草野丘)周辺の区域です。

昭和61年に鳥獣保護区に指定され、野生鳥獣の保護・増殖を図ることを目的に狩猟における捕獲を禁止されてきました。

ところが近年ではイノシシの生息数、生息域が拡大しています。

大崎町内でもイノシシによる農作物被害が増加していることから令和4年10月28日をもって草野鳥獣保護区の指定が解除され、狩猟による捕獲が解禁されました。

(鹿児島県告示第772号)

※いこいの森展望所があることから特定猟具使用禁止区域は引き続き指定されています。(銃の使用が禁止)